

全国書誌通信

No. 120

2005. 3. 4

国立国会図書館

JAPAN/MARC改訂について

はじめに

当館では、全国書誌データの提供の充実に努めてまいりましたが、その一環として、平成 18 (2006) 年 4 月に JAPAN/MARC の改訂を行います (JAPAN/MARC 2006 フォーマット)。同時に、音楽録音資料および映像資料の書誌データの JAPAN/MARC 収録を開始する予定です。

1 改訂の目的

①提供内容の拡充

出版者のよみの追加をはじめ、提供内容を拡充します。

②収録範囲の拡大

音楽録音資料および映像資料を新たに収録するため、必要な改訂を行います。

これにより JAPAN/MARC (M) (単行資料の部) において収録数が年間約 2 万件増加する見込みです。

参考：J/M(M) 2004 年 1-50 号の新規レコードは計 179,982 件

日本全国書誌 2004 年 1-50 号に収録した音楽録音・映像資料は計 19,388 件

音楽録音資料および映像資料の書誌データについては、本稿の「4 音楽録音資料および映像資料の書誌データについて」をご参照ください。

目 次

JAPAN/MARC 改訂のお知らせ	1
総合目録ネットワークの一般公開について	9
電子資料適用細則 改訂のポイント	10
第 5 回書誌調整連絡会議報告	14
フランクフルト原則 (日本語訳) 前文	18
フランクフルト原則 (日本語訳) 翻訳文	19
日本全国書誌・J/M 統計	27
国内刊行洋図書適用細則 正誤表	28

2 改訂の概要

2-1 フィールドの追加

① 005 「レコード更新情報」

サブフィールドはなし (001 と同様)、ノン・リピータブル、レコード内必須
16 バイト固定 (YYYYMMDDhhmmss.0)

(例) 005 20030205172139.0

② 071 「発売番号(音楽録音・映像資料)」

サブフィールドは \$A 「発売番号」、リピータブル

(例) 071 \$A PIBD-7170 \$A PIBD-7365

③ 123 「地図資料の数値データ」

サブフィールドは

\$A 「縮尺タイプ」、ノン・リピータブル、1 バイト固定

\$B 「水平率」、リピータブル

\$C 「垂直率」、リピータブル

\$A 「縮尺タイプ」のコード値

A : 距離縮尺

B : 角度による縮尺

Z : その他の縮尺タイプ

(例) 123 \$A A \$B 25000 \$B 50000

266 \$A 1 : 25000, 1 : 50000

④ 770 「出版者のよみ」

サブフィールドは \$A 「カタカナ形」 \$X 「ローマ字形」 \$B 「漢字形」
対になってリピータブル

(例) 270 \$A 長野 \$B ほおずき書籍 \$D 2003.10

\$A 東京 \$B 星雲社 (発売)

770 \$A ホオズキ ショセキ \$X Hoozuki syoseki

\$B ほおずき書籍

\$A セイウンシャ \$X Seiunsha \$B 星雲社

⑤ 918 「地図資料の対象地域コード」

サブフィールドは

\$A 「UTM区画番号」、リピータブル

\$B 「全国地方公共団体コード」、リピータブル

\$D 「各国国内海図番号」、リピータブル

\$E 「国際海図番号」、リピータブル

(例) 918 \$A N I - 5 3 - 1 4 - 5 - 4
 \$B 0 1 2 3 4
 \$D 7 0
 \$E I N T 5 3 1 0

当フィールドのデータ内容については、本誌 No. 117 (2004. 3. 15) の「地図資料の書誌データ」をご参照ください。

2-2 サブフィールドの追加

① 010 \$B 「ISBN識別情報」

\$Aと対になってリPEATブル (対の中で\$Bは任意に存在)

(例) 010 \$A 4-653-03852-X
 \$A 4-653-03850-3 \$B (set)

(例) 010 \$A 4-7568-0228-1 \$B (set)

② 010 \$Z 「誤ISBN」

リPEATブル

\$A \$Bの対の後に収録 (ただし、\$A \$Bの対はタグ010において任意に存在)

(例) 010 \$A 4-7837-0431-7
 \$Z 4-7837-1086-4 \$Z 4-7837-1191-7

(例) 010 \$Z 4-7352-1229-7

③ 650 \$3 個人名件名標目 (現「個人件名標目」) の「典拠番号」

\$A・\$X・\$Bと対になってリPEATブル

対の中で必須

(例) 650 \$A ヒグチ, イチヨウ (1872-1896)
 \$X Higuti, Itiyō (1872-1896)
 \$B 樋口//一葉 (1872-1896)
 \$3 00010313

④ 658 \$3 一般件名標目の「典拠番号」

\$A・\$X・\$Bと対になってリPEATブル

対の中で必須

(例) 658 \$A センキョセイド
 \$X Senkyoseido
 \$B 選挙制度
 \$3 00969146

2-3 フィールドの削除

①906 「国立国会図書館の印刷カード番号」

当フィールドは、2002年以降使用していません。

2-4 サブフィールドの削除

①685 \$X 「ローマ字付き分類記号」

当サブフィールドは、2002年以降使用していません。

②905 \$H 「所蔵注記 (2)」

当サブフィールドは、2002年以降使用していません。

これにより \$E 「所蔵注記 (1)」 のサブフィールド名を「所蔵注記」に変更します。

2-5 フィールド名またはサブフィールド名の変更

①101 \$A テキストの言語 → テキストの言語コード

②101 \$C 原文の言語 → 原文の言語コード

③55 n \$D 巻次等の読み → 巻次等のよみ

④58 n \$D 巻次等の読み → 巻次等のよみ

⑤59 n \$D 巻次等の読み → 巻次等のよみ

⑥650 個人件名標目 → 個人名件名標目

⑦905 \$E 所蔵注記 (1) → 所蔵注記

2-6 その他の変更事項

①レコード種別 (レコードラベルの7バイト目) に「J」: 音楽録音資料を追加

『日本全国書誌』の「音楽録音・映像資料の部」に掲載している音楽録音資料の書誌レコードについて、この値とします。現在「I」で設定されている録音資料は音楽資料を除くこととします。

なお、映像資料については「G」で設定済です。

②010 \$A 「ISBN」

ISBNの10桁から13桁への変更 (2007年1月から実施の予定) に対応し、固定長を撤廃します。

また、タグ010に新たに \$B および \$Z を追加することにより、010Aは、単独でリピータブルから \$B と対になってリピータブルに変更します。

\$Aは対の中で必須となりますが、\$A \$Bの対はタグ010において任意の存在とします。
本稿2-2 サブフィールドの追加 ①010 \$B「ISBN識別情報」および②010 \$Z「誤ISBN」をご参照ください。

③28 n \$X 「シリーズのISSN」

ノン・リピータブルからリピータブルに変更し、下位シリーズのISSNを収録します。

- ④逐次刊行資料(S)のシリーズに関する事項(タグ28n)について、シリーズ名関連情報(\$B)、シリーズ番号(\$D)、下位シリーズ名(\$S)、下位シリーズ番号(\$T)の収録を開始します。また、これに合わせ、シリーズのタイトル標目(タグ28n)についても、シリーズ名関連情報等のタイトル標目を収録します。

3 改訂時期

平成18(2006)年4月から改訂フォーマットで提供します。また、同時に音楽録音資料および映像資料の収録を開始する予定です。

改訂フォーマットは、JAPAN/MARCフォーマットを共有している単行資料(M)および逐次刊行資料(S)同時に適用しますが、(S)は年2回の提供のため、実際には平成18(2006)年第1回目から改訂フォーマットでの提供となります。

改訂に先立ち、平成17年度早期にサンプルデータをJAPAN/MARC購入機関に提供します。提供時期については、販売代理店を通して別途お知らせします。

なお、JAPAN/MARC(M)については、発売元の日本図書館協会から現行のフォーマット(2002年版)、および旧フォーマット(1998年版、1981年版)による提供を当面の間継続する予定です。詳しくは、販売代理店にご相談ください。

4 音楽録音資料および映像資料の書誌データについて

本誌No.118(2004.6.30)でお知らせしましたとおり、音楽録音資料および映像資料について、『日本全国書誌』2004年13号(通号2472号)掲載の書誌データから、『日本目録規則1987年版改訂2版』を適用すると共に、全国書誌番号(JP番号)の付与を開始しました。JAPAN/MARCにおいては平成18(2006)年4月から音楽録音資料および映像資料の収録を開始する予定ですが、その書誌データの特徴は以下のとおりです。(音楽録音資料および映像資料の日本目録規則適用細則は、準備が出来次第、公開する予定です。)

- ①発行者および発売者をひとつの270\$Bに記録しています。

770(出版者のよみ)においては、発行者と発売者それぞれを切り出します。

(例) 270 \$A 東京
 \$B NHKソフトウェア : ポニーキャニオン (発売)
 \$D 2003. 11
 770 \$A NHK ソフトウェア \$X NHK sohutoeua
 \$B NHKソフトウェア
 \$A ポニー キャニオン \$X Poni kyanion
 \$B ポニーキャニオン

- ②レーベル名は、350\$A(一般注記)に「レーベル名:」を冒頭に付して記録しています。

(例) 350 \$A レーベル名 : クラウン

③内容細目において I S B D区切り記号を使用していません。

音楽録音資料で内容細目を記録する場合、クラシックについては、内容細目として「(番号) 曲名 (作曲者名)」の形を、それ以外の音楽については、「(番号) 曲名 (演奏者名)」の形をとっています。クラシック、ジャズについては、内容細目とは別に演奏者細目を入れていることがあります。

映像資料では、内容細目とは別に、出演者等の細目を入れていることがあります。複数の出演者等を区切る記号は一定していません。

(例) 377 \$A 内容 : (1) ピアノ協奏曲第2番へ短調 op. 21 (ショパン) (2) ピアノ協奏曲第5番変ホ長調 op. 73 「皇帝」(ベートーヴェン)
\$A 演奏 : 中村紘子 (P) ギュンター・ピヒラー (COND), オーケストラ・アンサンブル金沢

(例) 377 \$A 内容 : <第1話>地底の国探検<第2話>未来の町が危ない!<第3話>コピー頭脳でラクをしよう<第4話>無人島はボクの島<第5話>へやに自然を<第6話>逆成長グラス
\$A 声の出演 : 大山のぶ代/小原乃梨子/たてかべ和也/千々松幸子/肝付兼太/野村道子

④著者標目は、当面はクラシック音楽録音資料の作曲者のうち主たる1名について付与しています。

音楽録音資料の J/M(M) データ例

XXXXXNJM 06XXXXX I 45

001 20671418

005 20041022164958.0

020 \$A JP

\$B 20671418

071 \$A UCCG-3667

100 \$A 20041022 2004 0JPN 1312

102 \$A JP

251 \$A 交響曲第8番《未完成》・交響曲第9番《新世界より》

\$B Karl Bohm edition

\$F シューベルト, ドヴォルザーク// [作曲]

\$F カール・ベーム//指揮

\$F ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団// [演奏]

\$W [録音資料]

- 261 \$A Symphonie no. 8 "Unvollendete", Symphonie
no. 9 "Aus der Neuen Welt"
- 270 \$A [東京]
\$B ユニバーサルミュージック
\$D 2004. 7
- 275 \$A 録音ディスク1枚: CD
- 350 \$A レーベル名: グラモフォン
\$A 収録: 1977年6月, 1978年5月
- 360 \$B 1800円
- 377 \$A 内容: (1) 交響曲第8番ロ短調D. 759《未完成》(フランツ・シューベルト) (2)
交響曲第9番ホ短調op. 95《新世界より》(アントニン・ドヴォルザーク)
\$A 演奏: カール・ベーム (COND), ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団
- 551 \$A コウキョウキョク ダイ 8バン ミカンセイ コウキョウキョク ダイ 9バン シ
ンセカイ ヨリ
\$X Koukyoukyoku dai 8ban mikansei koukyouk
yoku dai 9ban sinsekai yori
\$B 251A1
\$A Karl Bohm edition
\$X Karl Bohm edition
\$B 251B1
\$A Symphonie no. 8 "Unvollendete", Symphoni
e no. 9 "Aus der Neuen Welt"
\$X Symphonie no. 8 "Unvollendete", Symphoni
e no. 9 "Aus der Neuen Welt"
\$B 261A1
- 685 \$A YMC11
- 751 \$A Schubert, Franz Peter (1797-1828)
\$X Schubert, Franz Peter (1797-1828)
\$3 00455783
- 770 \$A ユニバーサル ミュージック
\$X Yunibasaru myuzikku
\$B ユニバーサルミュージック
- 801 \$A JP
\$B National Diet Library, JAPAN
\$C XXXXXXXX
\$G NCRT
\$2 jpnmarc
- 905 \$A YMC11-H16520

映像資料のJ/M(M)データ例

- XXXXXNGM 06XXXXX I 45
 001 20684357
 005 20041117161059.0
 020 \$A JP
 \$B 20684357
 071 \$A DLW-16668
 100 \$A 20041115 2004 OJPN 1312
 102 \$A JP
 251 \$A マイ・フェア・レディ
 \$B two-disc special edition
 \$F バーナード・ショウ//原作
 \$F ジョージ・キューカー//監督
 \$F オードリー・ヘップバーン, レックス・ハリソン// [出演]
 \$W [映像資料]
 261 \$A My fair lady
 270 \$A [東京]
 \$B ワーナー・ホーム・ビデオ
 \$D [2004. 4]
 275 \$A ビデオディスク2枚(173分):DVD
 350 \$A 1964年度アカデミー賞作品賞受賞
 \$A 1964年アメリカ作品
 \$A カラー ステレオ シネスコ 音声:英(5. 1)・音声解説 字幕:日・英・スペイン・
 ポルトガル・中国・タイ・韓国・インドネシア・解説用
 360 \$B 3129円
 377 \$A 内容:DISC1 本編 DISC2 特典ディスク
 \$A 製作:ジャック・L. ワーナー 監督:ジョージ・キューカー 原作:バーナード・ショ
 ウ 出演:オードリー・ヘップバーン/レックス・ハリソン/スタンレー・ハロウェイ
 551 \$A マイ フェア レディ
 \$X Mai hea redi
 \$B 251A1
 \$A two-disc special edition
 \$X two-disc special edition
 \$B 251B1
 \$A My fair lady
 \$X My fair lady
 \$B 261A1
 685 \$A YL321
 770 \$A ワーナー ホーム ビデオ
 \$X Wana homu bideo
 \$B ワーナー・ホーム・ビデオ

801 \$A JP
\$B National Diet Library, JAPAN
\$C XXXXXXXX
\$G NCRT
\$2 jpnmarc
905 \$A YL321-H6835

おわりに

当館では、今回のJAPAN/MARC改訂によるデータ要素の拡充と収録内容の拡大を実施するとともに、ネットワーク環境下におけるJAPAN/MARCの提供のあり方を課題として認識し、JAPAN/MARCのXML化等の検討を新たに開始しました。この検討は、平成18年4月のJAPAN/MARC改訂実施時に提供方法の変更をもたらすものではありませんが、既に米国議会図書館においては、“MARC in XML”の開発が進行していますので、その動向に注目しつつ、検討を進める予定です。

JAPAN/MARCが我が国の書誌情報の基盤としてその使命を果たすべく、今後も努力してまいりますので、ご意見、ご協力をお願い申し上げます。

(書誌調整課データ標準係)

総合目録ネットワークの一般公開について

当館では、平成16年12月6日から、JAPAN/MARC (M) を基本データとして構築した国立国会図書館総合目録ネットワークシステムの検索機能を一般公開しました。当館ホームページのトップページ (<http://www.ndl.go.jp/>) からは下記の手順でアクセスできます。

トップページ→「資料の検索」→「総合目録」

この総合目録は、和図書の総合目録で、平成17年1月現在、国立国会図書館、都道府県立図書館(43館)および政令指定都市立図書館中央館(6館)の約780万件の書誌レコードを検索することができます。

この総合目録事業の主たる目的は、国内の公共図書館における図書館資料資源の共有化、書誌サービスの標準化と効率的利用を図るとともに、公共図書館の県域を越える全国的な図書館相互貸借等を支援することですが、「全国書誌の提供」という観点からも有力なツールとしてご利用いただけることと思います。

(関西館事業部図書館協力課総合目録係)

「日本目録規則 1987年版改訂版 第9章 電子資料」適用細則の改訂について

『「日本目録規則 1987年版改訂版 第9章 電子資料」適用細則』は、平成12年10月に公開（「全国書誌通信」No.107 (2000.10.1) に掲載）し、適用を開始した。その後約4年にわたって、パッケージ系電子資料の書誌データ作成について実績を重ねる中で、適用細則の内容を実態に即して検証し、細部の見直しを図ってきた。今回の改訂は根本的な方針の変更に基づくものではなく、これまでの実績を反映した部分的な修正である。

以下では、改訂の概要を紹介することとする。改訂後の適用細則全文は、当館ホームページで公開するとともに、本誌にも掲載する予定である。

なお、改訂後の当適用細則は、『「日本目録規則 1987年版改訂2版 第9章 電子資料」適用細則』として、本年4月1日に適用を開始する。

1. 記述の情報源の優先順位を変更

旧適用細則では、記述の情報源の優先順位を、内部情報源、外部情報源、その資料以外の情報源、の順で定めていたが、情報は外部情報源から取得することを原則とし、そこから十分な情報が得られず、かつ内部情報源が容易に参照できる場合にだけ、内部情報源から情報を取得するよう、記述の優先順位を改めた。

9.0.3.1 (記述の情報源) 記述は、そのよりどころとすべき情報源に表示されている事項を、転記の原則 (9.0.6.1 参照) により、そのまま記録する。記述のよりどころとすべき情報源は、次の優先順位とする。

外部情報源に表示されている事項が不十分な場合は、優先順位に従い他の情報源から必要な書誌的事項を入手する。

ア) 外部情報源

- (1) キャリアに永久的に貼り付けられたラベル
- (2) 出版者、製作者などにより作成された付属資料 (解説書, ガイドブックなど)
- (3) 出版者、頒布者などによって作成された容器

イ) 内部情報源

- (1) タイトル画面 (ページソース等のメタデータを含む)
- (2) その他の内部情報源 (メニュー, プログラム記述, ヘッダー, リードミー・ファイル, 索引など)

ウ) その資料以外の情報源

2. 電子的内容に「点字データ」を追加

フレキシブル・ディスクを記録媒体とする点字データに対応するため、電子的内容に「点字データ」を追加した。

9.3.1 電子的内容

9.3.1.1 (記録するものの範囲) 記述対象に含まれる電子的内容を記録する。電子的内容は一まとまりのデータや一つの特定の名称で識別されるプログラムを一単位として記録する。

9.3.1.2 (記録の方法) 電子的内容の記録には、次表の用語 (原則として第2レベル) を使用する。また、表中に適切な用語がない場合は、別途用語を定めることとする。

和資料については日本語、洋資料については英語を用いる。

第1レベル	第2レベル
データ Data	画像データ Image data
	数値データ Numeric data
	地図データ Map data
	テキスト・データ Text data
	フォント・データ Font data
	録音データ Sound data
	点字データ Braille data
プログラム Program	アプリケーション・プログラム Application program
	システム・プログラム System program
	ユーティリティ・プログラム Utility program
データおよびプログラム Data and program	上記の用語の組み合わせ
	インタラクティブ・マルチメディア Interactive multimedia

3. 特定資料種別と資料の数量に関する条項の一部変更

特定資料種別の記録に使用する用語を改訂した。改訂前は14種類であったが、「フォトCD」、「CD-I」、「WORM」の3種を削除し、新たに「ROMカートリッジ」を加えて12種類とした。また、「磁気テープ」を「リール・テープ」に変更した。採用した用語について、以下に若干説明を補足する。

「リール・テープ」とは磁気テープの一形態を指す。当適用細則では本則の第2レベルの用語を採用しているが、磁気テープは本則の第1レベルの用語であるため、用語のレベルの統一を図った。

「フォトCD」や「CD-I」はいずれもCD-ROMに含めることとし、表から削除した。このほか、「CD-RJ」については、いったん書き込まれたデータは消去できないことから、同様にCD-ROMに含めることとした。「CD-RW」は複数回の書き込み消去が可能であるが、書き換えを前提とした資料が出現するまでは、CD-ROMと同様に扱うこととした。

「CD-DA」や「CD-EXTRA」等については音楽用CDと見なすため、録音資料として取り扱うこととし、当適用細則の対象からは除外とした。

「DVD-R」、「DVD-RAM」、「DVD-RW」等は、CD-RやCD-RW等と同様の理由から、「DVD-ROM」に含めることとした。「DVD-Video」は映像資料として扱うため、当適用細則の対象から除外した。

「WORM」は、データ消去ができず、追記のみが可能な媒体の総称であり、当館ではそれらをまとめて記録することはないため、表から除外した。

「ROMカートリッジ」は、カートリッジ型のゲーム用ソフトに対して適用する。(使用実績はすでにあり、今回の改訂を機に運用を明示したものである。)

9.5.1 特定資料種別と資料の数量

9.5.1.1 (記録するものの範囲) 記述対象が属する特定資料種別の名称、構成要素の数量を記録する。

9.5.1.1A 特定資料種別の記録には、次表の用語を使用する。また、表中に適切な用語がない場合は、別途用語を定めることとする。

和資料については日本語，洋資料については英語を用いる。

カセット・テープ	tape cassette
カートリッジ型ハードディスク	chip cartridge
磁気ディスク・パック	magnetic disk pack
フレキシブル・ディスク	flexible disk
リール・テープ	tape reel
DAT	
インタラクティブ・ビデオディスク	interactive video disk
CD-ROM	
DVD-ROM	
MO	
ICカード	IC card
ROMカートリッジ	ROM cartridge

(注) CDは音楽録音資料，DVD及びビデオCDは映像資料に使用する。

9.5.1.2 (記録の方法) 特定資料種別の名称および数量を記録する。

9.5.1.2A 数量はアラビア数字で記録し，特定資料種別に応じて次の用語を付ける。

フレキシブル・ディスク，インタラクティブ・ビデオディスク， CD-ROM，DVD-ROM，MO，ICカード	: 枚
カセット・テープ，リール・テープ，DAT	: 巻
磁気ディスク・パック	: パック
カートリッジ型ハードディスク，ROMカートリッジ	: 個

洋資料の場合は、数量の後に特定資料種別を付加する形で記録する。

2△flexible△disks

3△CD-ROMs

4. 注記に関する事項の詳細化

9.7.3.0「下記の特定事項に属さない注記」の中に、従来、規定のなかった注記を新設し、内容を詳しくした。また、「システム要件に関する注記」に関しては、実績を基に例を挙げた。

9.7.3.0 (下記の特定事項に属さない注記)

ア) 誤記，誤植 書誌的事項の誤記，誤植は正しい形を記録し，誤った形は注記する。

イ) 会期・会場 (講演集，会議録，展覧図録等の著作の成立に関わるもの)

会期・会場：2003年3月26-28日△東京農工大学

ウ) 本文の言語

(1) 本タイトルおよびタイトル関連情報が日本語以外の言語の場合

本文は日本語

(2) 併記

英語併記 (本タイトルが日本語，本文が併記の場合)

日本語・英語併記 (本タイトルが英語，本文が併記の場合)

(3) 併載

英語併載 (論文集に英語論文が含まれている場合)

エ) その他記述一般に関する注記

- (1)委託
 - (2)情報源に表示されている付録
 - 付・〇〇 (情報源の表示：付・〇〇)
 - 〇〇付き (情報源の表示：〇〇付き)
 - (3)その資料の成立に関する事柄
 - 特別記念版
- オ) 電子的内容に関する注記 電子的内容について説明する必要がある場合は、これを注記する。
- 電子ブック
 - HTML形式
 - Lha圧縮
- カ) システム要件に関する注記 内容の再生に必要なシステム要件をできる限り注記する。2以上の項目を記録するときは情報源に記載されている順序で記録する。DAISYのシステム要件はここに記録する。
- (注) DAISY Digital Accessible Information System (アクセシブルな情報システム)。
2001年11月に名称変更。変更前はDigital Audio-based Information System (デジタル音声情報システム)
- (1)ハードウェア
 - メモリ 16MB以上
 - ハードディスク空き容量 128MB以上
 - (2)オペレーティング・システム ファイルの読みとり、実行に特定のオペレーティング・システムが必要なときは注記する。
 - Windows△NT△4.0△later
 - MacOS△漢字Talk7.5.5以上
 - (3)ソフトウェア (プログラミング言語を含む)
 - Acrobat△Reader
 - Netscape△Communicator△5.0以上
 - (4)周辺装置の種類と特徴
 - モニター画面 640×480以上
- キ) アクセス方法に関する注記 当該資料を再生するために、何らかのアクセス方法などが必要な場合は、そのアクセス方法等を必ず注記する。
- ユーザIDおよびパスワードが必要

(書誌調整課データ標準係)

第5回書誌調整連絡会議報告

件名標目の現状と将来—ネットワーク環境における主題アクセス

平成16年9月8日、国立国会図書館（東京本館）において、「第5回書誌調整連絡会議」を開催しました。この会議は、書誌データの作成および提供に関する諸事項について関係機関と協議を行い、国内の書誌調整および書誌データの標準化を図ることを目的とするものです。

今回はテーマを「件名標目の現状と将来—ネットワーク環境における主題アクセス」とし、関連諸機関における件名標目使用状況、ならびにその問題点を明らかにするとともに、インターネット時代の件名標目の可能性について検討を行いました。さらに、当館書誌部国内図書課における国立国会図書館件名標目表（以下 NDLSH）の改訂作業について報告し、関連諸機関から意見を聴取しました。

以下に、主な内容をご紹介します。

<会議参加者>

関連諸機関の担当者・研究者（7名）	当館職員（7名）
上田 修一 慶應義塾大学文学部教授	村上 正志 書誌部長
大場 高志 国立情報学研究所	西田 元子 書誌部主任司書
神門 典子 国立情報学研究所ソフトウェア研究系 ソフトウェア工学研究部門教授	坂本 博 書誌部書誌調整課長
柴田 正美 帝塚山大学心理福祉学部教授、 日本図書館協会件名標目委員長	牛越 弘美 書誌部国内図書課長
白石英理子 東京都立中央図書館	大柴 忠彦 書誌部国内図書課課長補佐
松木 暢子 株式会社図書館流通センター	白石 郁子 書誌部国内図書課主題係長
百足山昌子 株式会社日販図書館サービス (敬称略、五十音順)	川鍋 道子 総務部企画・協力課電子情報企画室主査

参加者の所属および肩書きは、すべて会議開催当時のものです。

〈基調講演〉 件名標目表の可能性—目録とウェブの主題アクセスツールとなりうるか

上田修一（慶應義塾大学教授）

件名標目表は、国立国会図書館（以下 NDL）しか取り上げることができない問題である。件名標目の改訂については、停滞した時期もあったと思うが、今年度作業を開始したということなので嬉しい。

(1) 件名標目の現状

大学、都道府県立および市町村立図書館のオンライン目録において、件名検索の項目があるのは約 90%である。独自に件名標目の付与作業をしているのは、NDL、一部の公共・大学図書館、民間の専門業者である。独自の付与作業を行っていない図書館では、どの件名標目表を使用しているのか、あまり意識されていない。国立情報学研究所の NACSIS-CAT 参加館における書誌レコードの件名標目は、NDLSH・基本件名標目表（以下 BSH）・米国議会図書館（以下 LC）件名標目表（以下 LCSH）からの標目が混在している。

(2) 件名標目表の概況

件名標目表は辞書体目録（カード目録）を前提とし生まれたが、日本の場合、書名目録が件名目録の代わりをするという説があり、件名目録はほとんど作成されてこなかった。

(3) 目録の変化と件名標目表

オンライン目録の普及がもたらした変化は、目録利用者と主題探索の増加であるが、利用者は主題探索に失敗することが多いのが実情である。その背景には、件名標目表が非力であることがあげられる。件名による探索改善の試みとして、FAST（注1）やペイツの提言（注2）、三次元あるいは視覚に訴える語彙表示等がある。

注1 Faceted Application of Subject Terminology の略。ウェブ上の資源を、件名から検索できるようにするために開発された索引語の体系。OCLC のプロジェクトであり、LCSH をベースに開発されている。

注2 LC からの委託を受け、カリフォルニア大学の Marcia J. Bates が報告したレポート「図書館目録とポータル情報における利用者アクセスの向上」（最終報告は 2003 年 6 月）。主題探索の困難解消に、利用者語彙の構築や関連する書誌レコードのグループ化等を提言。

(4) 件名標目表の論点

件名標目表はどこが作成維持すべきか。学校図書館向けなどの簡易版は必要か。国内で LCSH の翻訳を用いるべきか。細目は必要か。階層構造は必要か。ウェブに応用できるか。フィクションにも件名を付与すべきか。

(5) 今後

NDLSH の課題としては、語彙の増加（10 万語程度）、新語の迅速な追加、類義語のコントロール、件名標目の配布システムの検討等があると思う。NDL は、主題に対する関心と取り組みを明示し、最新の状況に対応していくという姿勢を見せて欲しい。

〈報告 (1) 当館からの報告〉

① 国立国会図書館件名標目表の問題点と将来 大柴忠彦（書誌部国内図書課課長補佐）

当館は、NDLSH 第 1 版を昭和 39 年に刊行し、平成 3 年の第 5 版まで版を重ねてきた。その後は改訂版を刊行してこなかったが、今年（平成 16 年）、改訂版の公開へ向けて作業に着手した。

NDLSH が目指す目標は、二つある。

- ・汎用化・標準化—当館における適用対象資料の拡大の検討、さらに将来的には、共同作成の方向性を探る必要がある。
- ・ネットワーク情報資源への適用—主題アクセスツールの一つとして、適用を考える必要がある。

今回の改訂は、様々な主題アクセスの仕組みを実現するための、基礎となるツールを構築することにはかならない。

②国立国会図書館件名標目表の改訂について 白石郁子（書誌部国内図書課主題係長）

NDSLHの改訂作業には、四つの大きな方針を掲げた。

- ・ NDSLHのシソーラス化—従来行っていなかった「をも見よ」参照を導入。
- ・ 語彙の増大—積極的な件名新設、参照語の充実、細目の見直し。
- ・ 汎用性の確保—より適切な用語の採用、BSHとの調整、対応するLCSHの入力。
- ・ ルールの明示—スコープノート（限定注記）の充実、序説の改訂。将来的には当館内部で使用している件名作業マニュアルの公開も予定。

当館ホームページ上から意見を寄せていただくようにするため、2004年度版（暫定版）を今年10月に公開することにした。これは、よみの五十音順に排列した表と、日本十進分類法（NDC）新訂9版の代表分類順に排列した表からなる。

<報告（2）関連諸機関の担当者、研究者の報告>

件名標目に関わっている諸機関の担当者および研究者が、それぞれの機関の現状や研究内容について報告した。

①基本件名標目表のこれから 柴田正美（帝塚山大学教授、日本図書館協会件名標目委員長）

②Facets on the WEB—検索 GUIにおける統制語彙の新たな役割と国立情報学研究所メタデータ語彙集におけるマルチファセット統制語彙の試み 神門典子（国立情報学研究所教授）

③TRCにおける件名標目 松木暢子（株式会社図書館流通センター）

<討議>

討議は大柴国内図書課課長補佐の進行により各機関の実情、NDSLH改訂に対する要望及び意見を求める形で進められた。主な論点は次のとおりである。

(1) NDSLH改訂について

語彙の増加、新主題に対する迅速な件名新設等は望ましい。図書館等に対しては、改訂にともなう変更履歴情報の提供も必要である。

(2) 国内の件名標目表の関連付け

国内の図書館が利用している目録のなかでは、BSH、NDSLH等の件名標目表が混在し、複雑になっている。国立国会図書館が、積極的にそれらの関連付けを行うことを期待する。

(3) ナビゲート機能

Googleなどの検索エンジンになじんでいる利用者を誘導するため、件名を意識させないインターフェースの開発が課題である。またウェブ上ではビジュアル面も重要な要素である。

(4) 国立国会図書館電子図書館中期計画 2004

当館では、ネットワーク系政府情報資源の収集組織化において、主題分析を半自動的に行うことを検討している。メタデータ作成の技術支援を行うべく、NDSLHをネットワーク環境で公開することが必要である。

<会議を終えて>

今回の会議を通して、ネットワーク環境に配慮した件名標目の将来展望を確認することができました。NDLSHの改訂版は、利用者の主題情報検索の支援となるだけでなく、ネットワーク情報資源のメタデータ付与を容易にし、ウェブ・アーカイブ構築に寄与すると考えます。

NDLSHの改訂作業は継続中ですが、その内容を具体的にお知らせし、広くご意見をいただくため、平成16年10月に「国立国会図書館件名標目表2004年度版(暫定版)」を当館ホームページにて公開しました。なお、ご意見の募集は、平成16年12月末をもって終了させていただきました。

* 当館ホームページのトップページ(<http://www.ndl.go.jp/>)から、下記の手順でアクセスできます。

トップページ→「図書館員のページ」→「書誌データの作成及び提供」

会議内容の詳細については、別途記録集を作成し刊行する予定です。今後とも、当館の書誌サービスや国内の書誌調整のあり方について、ご意見、ご協力をお願い申し上げます。

(書誌調整課)

「国際目録原則覚書」最終草案について

国際目録原則に関する IFLA 専門家会議 (IFLA Meeting of Experts on an International Cataloguing Code: IME ICC) は、パリ原則にとって代わる新しい原則として、2003年7月から「国際目録原則覚書 (Statement of International Cataloguing Principles)」の検討を進め、2004年1月、その最終草案を承認したと発表しました。

パリ原則は、1961年、国際目録原則会議によって採択された標目の選定と形式に関する原則であり、国際標準書誌記述 (International Standard Bibliographic Description: ISBD) とともに、目録規則の世界標準化における大きな柱として位置づけられてきました。

一方、新しい原則 (通称「ベルリン原則」、IME ICC 第1回会議の開催地であるフランクフルト・アム・マインにちなんで「フランクフルト原則」とも呼ばれる) は、利用者の便宜を目録規則の第一の目的としつつ、オンライン図書館目録にパリ原則を適合させるため、その適用範囲を大きく拡張しています。

すなわち、新原則では、単に文字による著作ばかりでなく、あらゆる種類の資料を念頭に置き、記述目録法と主題目録法の両面にわたって、一貫した道筋を与えることを目的としています。また、パリ原則の扱う範囲が主として標目に限られていたのに対し、新原則は、図書館目録における書誌レコードと典拠レコードのあらゆる面へと、対象を拡大しています。

さらに、新原則がよって立つ基盤として、伝統的な目録法ばかりでなく、IFLA の打ち立てた新しい概念モデル、「書誌レコードの機能要件 (Functional Requirements for Bibliographic Records: FRBR)」や「典拠レコードの機能要件と典拠番号 (Functional Requirements and Numbering of Authority Records: FRANAR)」が積極的に導入されています。

最終草案の公表後も、IME ICC による検討は継続して行われています。2004年8月にブエノスアイレスで行われた IME ICC 第2回会議では改訂提案が出され、ラテンアメリカ及びカリブ諸国で合意されました。IME ICC は、こうした調整を各大陸・地域の目録規則作成機関等と引き続き行う予定であり、2005年のエジプト (予定)、2006年の韓国を経て、2007年に南アフリカ共和国 (予定) で新原則を完成させることを目指しています。

このたび書誌部は、図書館関係者の理解と関心を深めることを目的として、「国際目録原則覚書」最終草案の日本語訳を作成しました。以下に全文を掲載いたします。

なお、同訳は、IME ICC の第1回会議を主催したドイツ国立図書館のウェブサイトにも掲載されています (http://www.ddb.de/news/pdf/statement_japanese.pdf)。同サイトでは、最終草案の原文及び各国語訳を掲載し、世界の図書館関係者の利用に供しており、2005年2月3日現在、日本語を含めて計17か国語の翻訳が掲載されています。

(書誌調整課データ標準係)

2003年12月19日までの応答に基づく「最終」草案

国際目録原則覚書

2003年ドイツ・フランクフルトにおける国際目録規則に関する 第1回 IFLA 専門家会議承認済草案

序論

広く「パリ原則」として知られている「原則覚書」は、1961年に国際目録原則会議で採択された。目録法の国際的標準化の根拠となるというその目的は、確実に達成されている。すなわち、その後、世界中で発展した目録規則のほとんどは、厳密に、または少なくとも相当程度に、この原則に従ったものである。

その後40年以上が経過し、目録作成者とそのサービス対象者が世界中でOPAC(オンライン閲覧目録)を利用するため、共通の国際的な目録原則をもつことは一層望ましいこととなっている。21世紀初頭の現在まで、オンライン図書館目録やその先にあるものにふさわしい目的にパリ原則を適合させようという努力がIFLAによってなされてきた。その目的の第一は、目録利用者の便宜に資するということである。

この新しい原則は、パリ原則に取って代わり、それを単にテキストから成る著作からあらゆる種類の資料にまで、単に記入語の選定と形式から図書館目録に用いられる書誌レコードおよび典拠レコードのあらゆる面にまで拡張するものである。

以下に述べる原則案は、次の事項を対象としたものである。

1. 適用範囲
2. 実体、属性、関連性
3. 目録の機能
4. 書誌記述
5. アクセスポイント
6. 典拠レコード
7. 探索能力の基盤

この新しい原則は、世界の偉大な目録法の伝統¹と、パリ原則を主題目録法の範囲にまで拡大する「書誌レコードの機能要件」(FRBR)と「典拠レコードの機能要件と典拠番号」(FRANAR)というIFLAの文書に表された概念モデル上に構築されている。

この原則が、書誌データと典拠データの国際的な共有を増大させ、国際的な目録規則を発展させる目録規則作成者たちの努力の指針となることを願うものである。

¹ Cutter, Charles A. : Rules for a dictionary catalog. 4th ed., rewritten., Washington, D.C.: Government Printing Office, 1904, Ranganathan, S.R.: Heading and canons. Madras [India]: S. Viswanathan, 1955, および Lubetzky, Seymour. Principles of Cataloging. Final Report. Phase I: Descriptive Cataloging. Los Angeles, Calif.: University of California, Institute of Library Research, 1969.

国際目録原則覚書
2003年12月19日付最終草案

1. 適用範囲

ここに述べる原則は、目録規則発展の指針となることを目的としている。この原則は、書誌レコードと典拠レコード、および今日の図書館目録に適用する。この原則はまた、図書館、文書館、博物館・美術館その他のコミュニティが作成する書誌とデータファイルにも適用することができる。

この原則は、あらゆる種類の書誌的資料の記述目録法と主題目録法に対して、一貫した道筋を提供することをめざしている。

目録規則を作成する際に最も重視すべき原則は、目録利用者の便宜でなければならない。

2. 実体、属性、関連性

2.1. 書誌レコードにおける実体

書誌レコードの作成にあたっては、知的・芸術的努力の成果を対象とする以下の実体を考慮する。

- 著作
- 表現形
- 体現形
- 個別資料²

2.1.1. 書誌レコードは、特徴として体現形を反映するものでなければならない。ここでいう体現形とは、著作の集合または個別の著作もしくは著作の構成要素を具現化したものということができる。体現形は、単数または複数の物的単位で出現することがある。

一般的には、各物的形態（体現形）に対して、別々の書誌レコードを作成しなければならない。

2.2. 典拠レコードにおける実体

典拠レコードは、少なくとも個人、家族、団体³、主題に対する名称の統制形の根拠を示さなければならない。著作の主題として機能する実体には次のものがある。

- 著作
- 表現形
- 体現形
- 個別資料

² 著作、表現形、体現形、個別資料は FRBR/FRANAR モデルで記述されるグループ 1 の実体である。

³ 個人、家族、団体は、FRBR/FRANAR モデルで記述されるグループ 2 の実体である。

個人
 家族
 団体
 概念
 物体
 出来事
 場所⁴

2.3.属性

各実体を識別する属性は、書誌レコードと典拠レコードの中でデータ要素として用いなければならない。

2.4.関連性

書誌的に重要な実体相互の関連性は、目録のどこでも識別できなければならない。

3. 目録の機能

目録の機能は、利用者に次のことを可能にすることである⁵。

3.1.資料の属性や関連性を用いた探索の結果、蔵書（実際または仮想の）の中から書誌的資料を発見することにより、

3.1.1. 単体の資料の存在を確認すること。

3.1.2. 次のような一群の資料の存在を確認すること。

同一の著作に属する総ての資料

同一の表現形に属する総ての資料

同一の体現形に属する総ての資料

特定の個人、家族、または団体の、総ての著作と表現形

特定主題に関する総ての資料

通常、探索結果の二次的な限定を行なう他の基準（言語、出版国、出版日付、物的形態等）によって特定される総ての資料

経済的事情のため、著作の構成要素や著作集中の個々の著作に対する書誌レコードのない図書館目録が存在することが認められている。

3.2.書誌的資料またはその代替物を識別すること（すなわち、レコードに記述された実体が求める実体と一致することを確認すること、または同種の特性をもつ2以上の実体を区別すること）。

⁴ 概念、物体、出来事および場所は、FRBR/FANARモデルで記述されるグループ3の実体である。[注：FRANARの商標、識別子等のようにさらなる実体を、将来識別することになる可能性はある（FRANARの報告書が「最終のもの」になったときには必要に応じて更新する）。

⁵ 3.1-3.5は、Svenonius, Elaine. The Intellectual Foundation of Information Organization. Cambridge, MA: MIT Press, 2000. ISBN 0-262-19433-3に基づいている。

- 3.3. 利用者のニーズに適合する書誌的資料を選択すること（すなわち、内容、物的形態等に照らして利用者の要求を満たす資料を選ぶこと、または利用者のニーズに適合しない資料を排斥すること）。
- 3.4. 記述された個別資料を入手するかそれへのアクセスを達成すること（すなわち、利用者が購入や借用等によって個別資料を入手したり、遠隔情報源にオンライン接続して個別資料に電子的にアクセスしたりできる情報を提供すること）、または典拠レコードや書誌レコードを入手すること。
- 3.5. 目録を自在に使うこと（すなわち、書誌情報が論理的に排列され、著作、表現形、体現形、個別資料の相互の関連性を含め障害物のない道筋が示されていることで動き回れること）。

4. 書誌記述

- 4.1. 書誌レコードの記述部分は、国際的に認められた基準に基づかなければならない⁶。
- 4.2. 記述には、目録または書誌ファイルの目的に基づいて、いくつかの精粗のレベルがあり得る。

5. アクセスポイント

5.1. 通則

書誌レコードや典拠レコードを検索するためのアクセスポイントは、一般的な原則（1. 適用範囲を見よ）に従って形成しなければならない。アクセスポイントは統制形のこともあれば、非統制形のこともある。

非統制形アクセスポイントには、表現形中の本タイトルとか、書誌レコードに付け加えられたキーワードや書誌レコード中のキーワードとかが含まれることがある。

統制形アクセスポイントは、一群の資料の存在を確認するために必要な一貫性を提供するものであり、一定の基準に従って標準化しなければならない。この標準化された形（「典拠形標目」ともいう）は、参照形に用いる異なる形とともに典拠レコード中に記録しなければならない。

5.1.1. アクセスポイントの選定

5.1.1.1. 書誌レコードに対するアクセスポイントには、著作と表現形のタイトル（統制形）、体現形のタイトル（通常は非統制形）、および著作の作成者名の統制形を含める。

⁶ 図書館コミュニティにおいては、それは International Standard Bibliographic Descriptions となるであろう。

このことは、作成者が団体である場合には、仮に団体の役員や職員の立場にある個人の記名があっても、著作の性質が必然的に団体の総体としての意思や活動を表現したものである場合か、タイトルの表現と著作の性質を考え合わせると、団体が総体として著作の内容に責任を持つことが明らかである場合に限られる。

さらには書誌レコードに対して、記述対象である書誌的資料の発見、識別、選択に重要と思われるその他の個人、家族、団体、主題の名称の統制形のためのアクセスポイントを提供する。

5.1.1.2.典拠レコードに対するアクセスポイントには、実体に対する名称の典拠形および名称の異なる形を含める。関連する名称を通じて付加的なアクセスが行なわれることがある。

5.1.2.典拠形標目

実体に対する典拠形標目は、体現形に顕著に見られる名称か、または当該目録の利用者に適した広く受け入れられた名称のように、一貫した方法で実体を識別する名称でなければならない(例えば「慣用名」)。

同一名称の他の実体と区別することが必要な場合には、さらに識別のための特性を付加しなければならない。

5.1.3.言語

名称がいくつかの言語で表現されてきたときには、本来の言語と文字で書かれた表現形の体現形に見られる情報に基づく標目を優先しなければならない。ただし、本来の言語と文字が、当該目録中で普通に使われている言語と文字でない場合には、標目は体現形か当該目録の利用者に最も適した言語と文字の一つで書かれた参照形に見られる形に基づくものにすることができる。

典拠形標目からであれ参照形からであれ、可能な限り本来の言語と文字からアクセスを提供しなければならない。翻字が望ましい場合には、文字変換のための国際基準に従ってこれを行なわなければならない。

5.2.個人名の形

5.2.1.個人名が幾つかの単語からなるときには、記入語の選定はその個人の国籍がある国の慣用によって決定するか、

5.2.2.国籍がある国が確定できないときには、その個人が通常居住する国の認められた用法によって決定するか、

5.2.3.その個人が通常居住する場所が確定できないときには、記入語の選定は、体現形や一般的な参考情報源に見られるその個人が通常用いる言語の認められた

用法に従って行なわなければならない。

5.3. 家族名の形

5.3.1. 家族名が幾つかの単語からなるときには、記入語の選定はその家族に最も関係のある国の慣用によって決定するか、

5.3.2. その家族に最も関係のある国が確定できないときには、記入語の選定は、体現形や一般的な参考情報源に見られるその家族が通常用いる言語の認められた用法に従って行なわなければならない。

5.4. 団体名の形

5.4.1. 法域を示す典拠形標目には、当該目録の利用者のニーズに最も適した言語と文字による対象領域の名称の今日用いられている形を含めなければならない。

5.4.2. 団体が一連の時代に、一つの名称の些細な変更とは考えられないような別の名称を用いてきた場合には、顕著な名称の変更毎にその名称を新しい実体と見なさなければならない。その結果として各実体に対応する典拠レコードを「をも見よ」(以前/以後)参照で関連付けなければならない。

5.5. 統一タイトルの形

統一タイトルは、独立したタイトルのこともあれば、名称/タイトルの組合せのこともあり、タイトルを団体名、地名、言語、日付等の識別要素を付加して限定したもののこともある。

5.5.1. 統一タイトルは、本来のタイトルまたは当該著作の体現形に最も頻繁に見られるタイトルでなければならない。特に定められた一定の状況の下では、典拠形標目の根拠として、目録に用いられている文字と言語で広く用いられているタイトルを本来のタイトルよりも優先することがある。

6. 典拠レコード

6.1. 個人、家族、団体、著作、表現形、体現形、個別資料、概念、物体、出来事、場所のような実体に対するアクセスポイントとして用いる名称の典拠形と参照形を統制するために典拠レコードを作成しなければならない。

6.2. 個人、家族または団体が、異なる名称または異なる形の名称を用いる場合には、典拠形標目として異なる人格毎に一つの名称または一つの名称の形を選ばなければならない。一つの著作に異なるタイトルがある場合、統一タイトルとして一つのタイトルを選択しなければならない。

7. 探索能力の基盤

7.1. 探索と検索

アクセスポイントは書誌レコードの要素であり、1)書誌レコードと典拠レコードお

よびそれに関連する書誌的資料の確実な検索、および2)探索結果の限定手段、を提供する。

7.1.1.探索方策

特定の図書館目録や書誌ファイルにおいて、名称、タイトル、主題は、例えば、名称の完全形、キーワード、語句、部分一致形等の可能なあらゆる方策で探索や検索ができなければならない。

7.1.2.不可欠なアクセスポイントとは、書誌レコードや典拠レコード中の各実体の主たる属性と関連性に基づくアクセスポイントのことである。

7.1.2.1.書誌レコードに不可欠なアクセスポイントには次のものが含まれる。

- 作成者の名称、または、2以上の名称があるときには最初に表示された作成者の名称
- 本タイトル、または体現形のための補記タイトル
- 出版または発行の年
- 著作/表現形の統一タイトル
- 件名、主題語
- 分類記号
- 記述された実体の標準番号、識別子、「キータイトル」

7.1.2.2.典拠レコードに不可欠なアクセスポイントには次のものが含まれる。

- 実体の典拠形名称またはタイトル
- 実体の名称またはタイトルの異なる形

7.1.3.付加的アクセスポイント

書誌記述や典拠レコード中の他のエリアからの属性は、任意的なアクセスポイントとして、大量のレコードが検索されたときにフィルタや限定の方策として機能することがある。書式レコード中のそのような属性には次のようなものが含まれるが、これに限定されるものではない。

- 最初の作成者以外の付加的な作成者の名称
- 演者または、作成者以外の役割を果たす個人、家族、団体の名称
- 並列タイトル、見出しタイトル等
- シリーズの統一タイトル
- 書誌レコード識別子
- 言語
- 出版国
- 物的媒体

典拠レコード中のそのような属性には次のものが含まれるが、これに限定されるものではない。

- 関連する実体の名称またはタイトル
- 典拠レコード識別子

付録 目録規則作成の目的

目録規則作成を導く目的は幾つかある⁷。最上位の目標は利用者の便宜である。

- * **目録利用者の便宜。** 記述やアクセスのための名称の統制形の作成を決定する際には、利用者を念頭におかなければならない。
- * **慣用。** 記述やアクセスにおいて用いられる標準化された語彙は、利用者の多数派の語彙と一致しなければならない。
- * **表現。** 記述中の実体およびアクセスのための名称の統制形は、実体自体に記述されている方法に基づかなければならない。
- * **正確性。** 記述対象の実体は、忠実に記述されなければならない。
- * **充分性と必要性。** 記述中の要素とアクセスのための名称の統制形で利用者が目的を果たすのに必要であり、かつ実体を一義的に識別するのに不可欠なものだけが含まれていなければならない。
- * **有意性。** 要素は書誌的に有意なものでなければならない。
- * **経済性。** 目的を達成するための方法が選べるときには、全体として最も経済的な方法を優先しなければならない(すなわち、最小のコストまたは最も単純な道筋)。
- * **標準化。** 記述とアクセスポイントの作成は、可能な範囲と水準において、標準化しなければならない。こうすることで一貫性が徹底し、その結果、書誌レコードと典拠レコードを共有する能力が増大するのである。
- * **統合化。** あらゆる種類の資料の記述と実体の名称の統制形は、可能な範囲で共通の規則に基づかなければならない。

目録規則中の規定は

- * 正当性を有し、恣意的であってはならない。

時にはこれらの目的が相互に矛盾することがあり、正当で現実的な解決策が採用されることが認められている。

[主題シソーラスについては、他に該当する目的があるが、この声明には含まれていない。]

[翻訳：国立国会図書館書誌部]

⁷ 書誌に関する文献、特に次の資料に掲載の Ranganathan と Leibniz の文献に基づく。Svenonius E. The Intellectual Foundation of Information Organization. Cambridge, Mass.: MIT Press, 2000, p. 68.

日本全国書誌・JAPAN/MARC 統計

(単位:件)

日本全国書誌収録件数 2004年1～50号(通号2460号～2509号)

収録総件数			157,552
1号平均			3,151
1～50号 部編別内訳			
図書の一部	127,825	逐次刊行物の部	3,093
官公庁出版物	12,394	視覚障害者用資料の部	362
民間出版物	86,071	電子出版物の部	4,648
児童図書	6,420	地図の部	2,217
国内刊行欧文図書	2,407	音楽録音・映像資料の部	19,388
その他の図書	20,157	国内刊行アジア言語資料の部	19
非図書資料	376		

J/M(M)収録件数 2004年1～50号(通号2460～2509号)

収録総件数	179,982
1号平均	3,600
J P 番号	20510782～20706162

J/M(S)収録件数 2004年12月末現在

累積総件数	123,635
-------	---------

J/M(A)収録件数 2004年12月末現在

累積総件数	719,850
-------	---------

国内刊行洋図書適用細則 正誤表

本誌 No.119 に掲載しました「国内刊行洋図書適用細則」に誤りがありました。以下のとおり訂正をお願いするとともに、ご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

- (1) p.11 20行目 (2.1.5.2)
E.△Higashihara,△S.△Naito,△T.△Matsuda△(Eds)
→E.△Higashihara,△S.△Naito,△T.△Matsuda△(eds)
- (2) p.16 14行目 (2.4.2.1E 任意規定)
△Trading△Co.,△Ltd.△(distributor)
→△Trading△(distributor)
- (3) p.18 7行目 (2.4.3.2A)
1945.10 (情報源の表示: October MCMXLV)
→2004.10 (情報源の表示: 平成16年10月)
- (4) p.22 31行目 (2.6.6.2A)
2以上の巻号が連続するときは、原則として列記する。
→非適用
- (5) p.28 20行目 (2.9.3.1)
各巻タイトルの関連の情報 (2.1.4.1 参照)。
→各巻タイトル関連の情報 (2.1.4.1 参照)。
- (6) p.28 27行目 (2.9.4.1A)
各巻タイトルおよび各巻タイトル関連情報中に表示されている著者名等は、著作責任が強いとみなせば、責任表示としても記録する。
→各巻タイトルおよび各巻タイトル関連情報中に表示されている著者名等は、著作責任が強いとみなせば、責任表示としても記録する。役割を示す語句は補記する。
- (7) p.28 34行目 (2.9.5.2A)
2.9.5.2A 2以上の巻次等が連続するときは、原則として列記する。
→全文を削除

(書誌調整課データ標準係)

問い合わせ先

国立国会図書館
書誌部書誌調整課総括係

(ホームページアドレス <http://www.ndl.go.jp>)
電話 03(3581)2331 内線 (25111)

全国書誌通信 (不定期刊)

No.120 2005年3月4日発行

編集・発行 国立国会図書館書誌部書誌調整課
〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1

*この刊行物は再生紙を使用しております